

江南市消防団水利アプリ導入事業に関する公募型プロポーザルによる業者選定実施公告

江南市消防団水利アプリ導入事業について、公募型プロポーザル方式により候補者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和7年7月22日

江南市長 澤田 和延

1 業務の概要

(1) 業務名 江南市消防団水利アプリ導入事業

(2) 業務目的

消防団員の火災出場時に部署する消防水利の把握に苦慮している現状を考慮し、消防水利を把握及び管理に特化したアプリケーションソフトを導入して消防団活動の底上げを図ることを目的とする。

(3) 業務内容 消防団水利アプリの導入

(4) 委託期間 契約締結日から令和8年2月28日まで

2 参加資格

参加者は、参加申込書等の提出日現在において、以下の要件を満たす者とし、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 江南市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 江南市業者指名停止基準（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 「江南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年9月28日付け江南市長・江南市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(6) 提出された書類に虚偽の記載がないこと。

(7) 受託前後を問わず、江南市との連絡調整が緊密にできること。

3 選考方法

上記「2 参加資格」を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を江南市消防団水利アプリ導入事業プロポーザル審査委員会において評価し、候補者の選定を行う。

4 手続き等

(1) 担当課（書類の提出先及び問合せ先）

江南市消防本部 消防総務課 総務グループ

〒483-8221 江南市赤童子町大堀 70 番地

電話番号: 0587-55-2250 (内線 203)

FAX 番号: 0587-53-0119

E-mail: soumu@city.konan.lg.jp

(2) 実施要綱等の配布

実施要綱その他の資料の配布については、次のとおりとします。

ア 配布期間

令和7年7月22日(火)から令和7年8月4日(月)まで

イ 配布場所

江南市ホームページからダウンロードしてください。

ウ 配布する書類

実施要綱、仕様書等

(3) 実施要綱等に対する質問・応答

ア 実施要綱、仕様書等に対して質問することができる者は、上記「2 参加資格」を満たしている者とします。

イ 提出方法

質問書により電子メールで行ってください。メール件名に「プロポーザル質問、送信年月日(西暦8桁)、会社名」を入力し、添付を1ファイルにまとめて送信してください。

ウ 提出期限

令和7年7月29日(火) 17時00分までに必着

提出期限以降の質問は、一切受け付けません。

エ 回答方法 令和7年7月31日(木)に江南市ホームページに質問と回答を掲載します。

(4) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出してください。

ア 提出書類

(ア) 参加申込書 1部

(イ) 企画提案書 8部(正本1部、副本1部)

(ウ) 参考見積書①及び参考見積内訳明細書 1部

(エ) 参考見積書②及び参考見積内訳明細書 1部

イ 提出場所 上記「(1) 担当課」に同じ。

ウ 提出方法及び期限

(ア) 持参による提出 令和7年8月4日(月) 17時00分まで

(イ) 郵送による提出 (ア)による日時までに必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

(5) 企画提案に係るプレゼンテーション

ア 実施日 令和7年8月7日(木)

イ 実施場所 江南市消防本部 2階小会議室

(6) 審査の結果通知

書類審査を行った全ての参加者に対し、審査結果を通知します。

通知日 令和7年8月8日(金) 予定

(7) その他

ア 失格となる企画提案書

企画提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。なお、失格と

なった場合は、別途通知します。

- (ア) 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- (イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの

イ その他

- (ア) 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、参加者の負担とします。
- (イ) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めません。
- (ウ) 全ての提出書類は、返却しません。
- (エ) 提出された企画提案書は、候補者の決定以外には参加者に無断で使用しないこととします。
ただし、提案の内容について今後の参考とすることがあります。
- (オ) 提出された書類は、候補者の決定作業に必要な範囲において、複製することがあります。

5 その他の留意事項 詳細は、実施要綱、仕様書等によりますので必ず確認してください。